

第二十一号議案

江戸川区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年二月十五日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

江戸川区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

江戸川区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年十月江戸川区条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第六条の次に次の二条を加える。

（安全計画の策定等）

第六条の二 事業者は、利用者の安全の確保を図るため、事業所ごとに、当該事業所の設備の安全点検、放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員（以下「職員」という。）^{（一）}、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）^{（二）}を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第六条の三 事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができると方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第七条中「放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員(以下「職員」という。)」を「職員」に改める。

第十二条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第十二条の二 事業者は、事業所ごとに、感染症及び非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第十三条第二項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中

毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第六条の二の規定の適用については、同条第一項中「講じなければ」とあるのは「講じよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施しよう努めなければ」と、同条第三項中「周知しなければ」とあるのは「周知しよう努めなければ」とする。

(説明)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十三号）の改正に伴い、放課後児童健全育成事業を利用する児童の安全を図る上で必要な措置等を規定する必要があるもので、本案を提出いたします。